

事業革新を  
行うみなさま

ものづくり・商業・サービス補助金  
中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業

試作品・新商品・新サービス開発や生産プロセスの改善などに使えます。

- ① 試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新しいサービスや販売方法の導入を行うみなさま
- ② 金融機関から借入を行い老朽化に対処した大規模設備投資を行うみなさま
- ③ 取引先の事業所の閉鎖・縮小の影響を受け、設備投資等を行うみなさま  
にご利用いただけます。

通常で 1,000万円の補助(補助率:2/3等)が出ます。

- ・試作品・新商品・新サービス開発に係る経費(原材料費、機械装置費、人件費等)に使えます。
  - ・特定分野(医療・環境・エネルギー分野など)への投資に対しては、補助上限を引き上げた1,500万円の補助が可能です。
  - ・小規模事業者のみに利用可能な特別枠(700万円の補助)があります。
  - ・中小企業・小規模事業者が連携して試作品等を開発する取組では企業数に応じて(5社を上限)補助上限を引き上げます。
- ※ ものづくり・商業・サービス分野のいずれの分野でも補助上限や補助率については同じ取扱い。また、補助金の採択にあたっては、賃上げ実施企業を優先的に採択します。

「認定支援機関」が、事業計画づくりをサポートします。

- ・【認定支援機関】とは、地域の金融機関や公的な支援機関、税理士や弁護士、中小企業診断士など国の認定を受けた機関で、中小企業・小規模事業者にとっての【身近な相談窓口】です。
  - ・認定支援機関に事業計画の実効性等が確認されている必要があります。
- ※詳しい情報は、中小企業庁ホームページや中小企業庁が委託して運営する支援ポータルサイト「ミラサポ」でご覧いただけます。



お問い合わせ先

- ① 中小企業庁創業・技術課 TEL 03-3501-1816  
全国中小企業団体中央会 TEL 03-3523-4901
- ② 中小企業庁金融課 TEL 03-3501-2876
- ③ 中小企業庁取引課 TEL 03-3501-1669

採択企業の声!



國廣 愛彦 さん

医療・ロボット等の分野で培った複数の加工技術を保有し、設計から製造まで一貫生産体制ができるという当社の強みを生かした取組みができないかと考えていたところ、ものづくり補助金の活用は提案型企業として飛躍するためのきっかけとなった。これからは中小企業も新製品等の開発を通じて、自立した経営を目指していく時代。(株式会社フルハートジャパン 代表取締役)